

2008年度 JMMA 第13回大会決議

博物館経営の困難さが増す中、様々な取り組みが博物館職員の工夫で行われている。指定管理者制度等運営形態の多様化が見られる中で、博物館職員の育成は緊急の課題となり、博物館法の改正に当たっては学芸員制度の見直しも行われているところである。

このような状況下で、今日的な博物館経営の課題とそれらに対応できる人材の育成について、韓国博物館協会の取り組み等他国の成功事例に学びつつ、その重要性を認識し、下記の視点に立って、大学における学芸員養成課程の充実方策の検討に当たり本学会の意見が反映されるよう要請し、その実現を期すべく、ここに大会決議を行う。

1. 博物館の在り方・博物館理念の再構築、市民の理解を得るための研究等「博物館政策・経営に関する研究」を促進させること。
2. 博物館の経営の質の向上を図り、国内の関連施設の全体的な質的向上を図るため「博物館評価に関する研究」を促進させる必要があること。博物館の評価基準は日本博物館協会や関連学会等と連携協力しながら策定していくこと。
3. グローバリゼーションの動向、それに伴う博物館界における学術的動向や変化を的確に把握する必要があり、我が国における博物館界の国際化対応も重要な課題であることを認識し、「博物館の国際化に関する研究」を促進させる必要があること。
4. 博物館の質的向上は、そこで働く職員・学芸員・館長の質的向上と同義語であることを考えれば、「人材養成に関する研究」が重要課題であること。学芸員養成課程の在り方、養成制度の見直し、科目編成、カリキュラムの検討など、国際的に通用できる人材を養成する必要があること。
5. 人材養成については、専門職としての行動規範や倫理規程を考える「博物館専門職の行動規範・職業倫理に関する研究」が必要であり、国外の博物館学会等との連携・協力関係を旨とすること。

生涯学習の基盤となる博物館の整備を図るため、大学の果たす役割はきわめて重要であり、今後、上記の研究課題を中心に一層推進していくとともに、大学における博物館機能の充実、特に、博物館の専門職員となる学芸員の養成については、格別の努力が必要である。これを支援するため、研究助成の推進、学芸員養成制度の整備など国及び各地方行政組織の博物館施策の拡充を要望する。

平成20年6月7日

日本ミュージアム・マネージメント学会

